

2012年2月3日

大阪府と「産業廃棄物の適正処理の推進に係る包括連携・協力に関する協定」締結

株式会社損害保険ジャパン（以下「損保ジャパン」、社長 櫻田謙悟）は、大阪府（知事 松井 一郎）と産業廃棄物の適正処理を推進するため、「産業廃棄物の適正処理の推進に係る包括連携・協力に関する協定」を2012年2月8日に締結します。

1. 協定締結の背景・目的

産業廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」）には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法律」）により、事業活動に伴い排出した産業廃棄物を適正に処理する義務が課せられ、排出事業者が産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」）に処理を委託した場合であっても、最終処分まで確認する責任があります。

そのため、処理業者が産業廃棄物を不適正処理した場合の撤去・浄化、倒産した場合に放置された産業廃棄物の処理など、排出事業者はさまざまな責任を負う場合があり、処理業者の選定に注意を払う必要があります。

2010年度の法律改正により、処理業者が環境配慮・財務状況・情報公開等で一定の基準を満たす場合、優良な処理業者として認定する制度が導入され、大阪府は、この認定を順次行うとともに、優良な処理業者の育成に取り組んでいます。

一方、損保ジャパンは、これまで排出事業者が第三者に委託した産業廃棄物が不法投棄され、排出事業者が原状回復請求を受けた場合に保険金を支払う「産業廃棄物排出事業者賠償責任保険」を2002年から販売しています。

これまでの取り組みをふまえ、損保ジャパンは大阪府と協定を締結し、保険機能を通じた排出事業者による優良な処理業者への委託の促進等によって産業廃棄物の適正処理を推進していくこととしました。

2. 取組内容

大阪府認定等の優良な処理業者に産業廃棄物処理の業務委託をした排出事業者に対して、損保ジャパンが「産業廃棄物排出事業者賠償責任保険」の保険料を所定の告知書に基づき割引する新たな制度を2012年4月1日から開始します。

3. 今後の展開

損保ジャパンは保険機能を活用した取り組みのほかに、大阪府と共催して排出事業者を対象としたセミナーを開催し、排出事業者が優良な処理業者を選択しやすい環境を整え、産業廃棄物の適正処理を推進していきます。

今回の取り組みは環境保全にも寄与するものであり、今後、大阪府以外の地方自治体とも協力関係を構築し、本制度の全国展開を図っていきます。

以上